



豊玉二中だより

令和6年度 第8号
発行日 12月2日(月)
練馬区立豊玉第二中学校
校長 大野 雄一郎

人権週間

校長 大野雄一郎

早いもので、12月になりました。気温はかなり下がってきましたが、体調管理はしっかりできていますか。12月は師走(しわす)と言いますが、その由来は「師」(僧侶、お坊さん)のようにいつもは落ち着いている人でも、12月は「走」り回るほど忙しい月なので、「師走」と呼ばれるようになりました。確かに年末は忙しいですが、皆さんにとっては、定期考査も終わり、三者面談などで明らかになった課題をじっくり振り返る時期でもあります。

さて、先月の朝礼でもお話ししましたが、12月4日～10日は「人権週間」です。その始まりは、次のとおりです。

昭和23年12月10日、国際連合第3回総会において、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、人権保障の目標や基準を初めて国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日は、「人権デー(Human Rights Day)」と定められています。法務省では、人権デーを最終日とする1週間(12月4日から10日)を「人権週間」と定め、昭和24年から毎年、全国的に人権啓発活動を特に強化して行っています。(法務省 人権週間 HP より一部抜粋)

人権は生まれながらに誰もがもつ権利で、もちろん学校で過ごす生徒の皆さん一人一人にも人権があります。しかし、いじめや虐待、インターネット上の人権侵害等に対する偏見や差別といった多様な人権問題が依然として存在しています。校内でも何げない言葉で傷ついたり、ちょっとした行き違いがいじめにつながることもあると思います。これらの問題の解決には、人権週間のスローガンにあるように「『誰か』のことじゃない」自分事として考え、人権尊重の精神を行動に移すことが何よりです。

人権週間を機会に人権について深く考えてみてください。もし、校内で人権を傷つけるような行為があったときは、自分事としてできることをしたり、大人に相談したりしてください。いつも人権が尊重される豊玉二中となるよう、協力をお願いします。

人権週間

12月4日～10日 12月10日(人権デー)



身近な人権問題を知るためのショートストーリーはこちら

法務省では、人権啓発による理解を深め、力を結集するための活動をしています。

みんなの人権110番

0570-003-110

LINE@linejinkensoudan

https://www.jinken.go.jp/

法務省人権啓発課